

○浅麓環境施設組合職員の定年等に関する規則

昭和60年3月27日

規則第1号

改正 平成13年8月30日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、浅麓環境施設組合職員の定年等に関する条例（昭和59年浅麓環境施設組合条例第1号。以下「条例」という。）第4条第5項の規定により、職員の勤務延長及び再任用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「勤務延長」とは、条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。

(勤務延長)

第3条 条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。

(報告)

第4条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を、組合長に報告するものとする。

(補則)

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年3月31日から施行する。

(経過規定)

2 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、当分の間、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項	条例第4条第1項	条例第4条第1項（条例附則第2項において準用する場合を含む。）
第3条	条例第4条第3項及び第4項	条例第4条第3項及び第4項（条例附則第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）

附 則（平成13年8月30日規則第2号）

この規則は、平成13年9月1日から施行する。